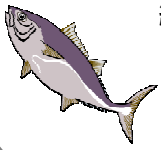


社会保険労務士せのサポが毎月発行しています



経営と労務の
お役立ち情報

せのサポ定期便



平成 23 年(2011 年) 6 月 1 日発行

平成 23 年 第 32 号

《6月の労務・税務カレンダー》

★労働保険の年度更新の受付開始

6月1日から7月20日まで

●源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付

10日まで。郵便局または銀行へ

●雇用保険被保険者資格取得届の提出

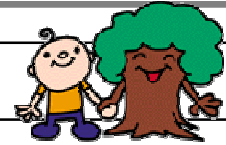
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

10日まで。公共職業安定所へ

●健康保険・厚生年金保険料の納付

30日まで。郵便局または銀行へ

人事労務の森



年金加入記録の確認が簡単に「ねんきんネット」

◆2月末に運用スタート

日本年金機構では、公的年金記録を確認できるインターネットサービス「ねんきんネット」(以下、「ネット」)の運用を2月末から始めました。

従来の「ねんきん定期便」(以下、「定期便」)よりも情報が新しく、かつ情報量も多いため、わかりやすく簡単に自分の記録を確認することができます。

◆ネットの特徴

特徴は、加入開始時から直近(原則として約1カ月前)までの自分の加入記録のすべてをいつでも確認できることです。

定期便では、毎年の誕生日前に送付されるだけで、記録も2010年度分からで、35歳、45歳、58歳以外の加入者については、誕生月の直近1年間分に限定されていました。

制度ごとの加入記録や加入期間の合計についても、ネットのほうが情報は豊富です。国民年金保険料の納付状況のほか、厚生年金では勤務先名称や標準報酬月額などが月単位で表示されます。

◆ID・パスワードをすぐに取得可能

ネットは、2011年度分の定期便に記載された固有のアクセスキーを入力すれば、即時にID・パスワードを取得でき、自分の年金記録に随時アクセスできます。

今年度の定期便が届いていない人であっても、インターネットを通じて登録すれば5日程度でID・パスワードを取得できるそうです。

◆上手に活用して年金制度を理解

年金制度はとても複雑な仕組みですが、このネットをうまく活用することで、年金制度への理解が進むことが期待されています。みなさんも一度ご自分の記録を確認してみてください。

(SJS「社労士情報サイト」事務所便り 平成23年6月号抜粋)

事/務/所/日/誌 平成 23 年 5 月の行動

●就職支援セミナー講師を務めました

5月20日、岡山市友愛センターにて、就職支援セミナーの講師を務めました。今回は、情報収集の方法と職種について講義しました。

●大阪で1泊2日の講師スキルアップ研修

5月13日・14日は、大阪で「望月人事クラブ」の今年、1回目の研修に参加しました。

この研修は、「管理職向けの行動アップ研修」を学び、実際に私たちが講師として、その研修を実施するための、講師スキルアップ研修です。

2日間で中身の濃い内容の研修を受けることができました。この内容を、ぜひお客さまにもフィードバックしたいと思います。

●岡山で開催「顧客戦略byびんご戦略社長塾」

5月18日・20日、それぞれ、岡山市の飲食店ザイマカさん、奉還町りぶらにて「びんご戦略社長塾in岡山」開催しました。

今回の目的は、「顧客戦略」を2日間で学び、「業務規則集」を作ることでした。

勉強熱心な社長さん、管理職の方ばかり、のべ14名の方が参加されました。



お急ぎの方は、電話 090-4574-0682 までどうぞ

受付時間●毎日・午前9時～午後6時 FAX050-1188-2050 (FAXは24時間受付)

組織力向上委員会

◆今月のポイント

「社員教育は、自然型・マッチ型で考える」

毎年、社長さん方が希望される、商工会議所などで開かれる研修の上位に「社員教育」があげられるそうです。

経営で大事な要素は、「ヒト・モノ・金」(これに今は時間が加わるようです)と言われます。

確かに、ヒト＝社員教育は、経営をすすめていくうえで欠かせない内容であります。

ところで、この社員教育ですが、注意しないと、参加させただけに終わってしまう可能性があります。

それは、人材をすべて「自立型人材」ととらえ、教育・訓練することです。

人事政策研究所・望月禎彦先生によると、人材には3つのタイプがあるそうです。

すなわち、自然型、マッチ型、消火型です。

(以下、望月先生のお言葉を借りて…)

「自然型」。すなわち、自立型人材は、何もしなくても自分で積極的に動く人材。大企業には多い人材ですが、残念ながら中小企業には少ないのが現状です。

「マッチ型」。失礼な言い方ですが、とても素直ですが、定期的に火をつけてあげないと、燃えないタイプで、このタイプが中小企業に多い人材です。消火型は火がすぐ消える人です。(「消火型」「マッチ型」の人材が成長し、自然型に成長することもあり得ますが。)

中小企業の人材教育は、スキルも重要ですが、「カリキュラムは現場目的で泥臭く」、「スキルでなく慣作りに主眼を置き、人を育てるには、人が「人に教えることが最高の教育手段である」と認識するべきではないでしょうか。

●社長さん・総務担当のための知っておきたい「助成金」以外!

「特定求職者開発助成金」に被災者雇用が新設

被災者を採用した場合、助成金が支給されます

◆社労士からのワンポイント!

先月の被災された卒業後3年以内の方を採用した場合の奨励金に引き続き、こちらは、65歳未満の被災された方を採用した場合が対象となっています。

要件として、ハローワーク等の紹介を通じて採用すること、雇用保険の被保険者となること(週の所定労働時間が20時間以上)、1年以上の雇用が見込まれること(1年未満の雇用契約を更新する場合でも可)です。

また、対象者が被災離職者であること等の証明書類の提出が必要となります。

「特定求職者雇用開発助成金」は、他に65歳以上の方を採用した場合も対象となります。ハローワークを通じて採用すると、自動的に申請書が送られてくるようです。(労働局により対応異なる)

★詳しくは、当事務所へお問い合わせください

【概要】

「特定求職者雇用開発助成金」に、新たに東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を採用した事業主に対し支給される、「被災者雇用開発助成金」が新設されました。

【対象となる事業主】

新たにハローワーク等(有料または無料職業紹介所など)の紹介により、東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方(65歳未満)を継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主。

【支給額】

- ①短時間労働者(週20時間以上30時間未満)の場合＝中小企業60万円
 - ②短時間労働者以外＝中小企業90万円
- 上記が6ヶ月ごと、2回に分けて支給されます。

●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに、見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>